明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一〇一）　一
○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一〇二）　二
〔告　示〕
○新型コロナウイルス感染症に関する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定める期間の特例（厚生労働二一七）　二

省令

○厚生労働省令第百一号

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第九条の規定に基づき、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（追加給付金の請求） **第十条**　法第九条の追加給付金（以下「追加給付金」という。）の支給を請求しようとする者（以下この条及び次条並びに附則第二条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならない。 一～八　（略） ２・３　（略） **附　則** （施行期日） **第一条**　この省令は、公布の日から施行する。 （新型コロナウイルス感染症に関する特例） **第二条**　請求者が、特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第百一号）の施行の日から令和三年二月二十八日までの間に、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対	（追加給付金の請求） **第十条**　法第九条の追加給付金（以下「追加給付金」という。）の支給を請求しようとする者（以下この条及び次条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を支払基金に提出しなければならない。 一～八　（略） ２・３　（略） **附　則** この省令は、公布の日から施行する。 （新設）